

仕様書

1 目的

当院は築後 40 年以上を経過し、空調設備についても経年劣化により機能が低下しており、早急に当院に適した空調設備に更新する必要があるが生じている。

本事業は、当院の施設環境向上により、施設利用者へのサービス提供環境の水準を高めるとともに、職員の職場環境を整えることにより能率の向上を目指し、また、省エネ性の高い設備導入により環境負荷低減を求め、空調設備の更新を実施するものである。

2 設置場所 ※資料 2 参考図のとおり

京都市桃陽病院（京都市伏見区深草大亀谷岩山町 48 番地の 1）

室内機：当院 2 階

病室 22 機、西プレイルーム 2 機、東プレイルーム 1 機

当院 3 階

会議室 2 機、療法室 1 機、院長室 1 機、医局 1 機、看護師室 1 機

更衣室 2 機、休養室 1 機

3 事業内容

- (1) 設計図書作成
- (2) 空調設備等の調達（付属品・取替に必要な部品を含む）
- (3) 空調設備等の更新（既存設備等の撤去を含む）
- (4) 設置した空調設備等の賃貸借及び保守等

4 機能要件

調達する空調設備について、使用する熱源機は電気式とし、以下の機能（最低スペック基準）を満たすとともに、省エネ性（COP CO2 排出換算値）やサービス性を考慮し、選定すること。また、畳数、使用用途に応じて、適切な空調機を選定すること。

項目	機能
形状	床置形
冷房性能	定格冷房標準能力：10.0kW（4.8～11.2kW）
暖房性能	定格暖房標準能力：11.2kW（5.1～14.0kW）
電源	室外電源 3φ 200v
室内機	寸法：「1850mm(H)×600mm(W)×350mm(D)」程度 総質量：47 kg 程度 ファン電動機出力：152W 送風機風量（急－弱）：28～22 m ³ /分 運転音（音響パワーレベル JIS B 8616(2015)）：64 dB－59 dB
室外機	寸法：「1080mm(H)×940mm(W)×320mm(D)」程度 総質量：70 kg 程度

	ファン電動機出力：186W 標準風量：80 m ³ /分 運転音（音響パワーレベル JIS B 8616(2015)）：72 dB
リモコン	リモコンでの運転操作ができること タイマー機能による運転の開始／停止ができること 運転開始後から停止するまでの時間を設定できること

5 一般共通事項

- (1) 事業の着手に際し、事業計画書を作成すること。事業計画書には、全体工程及び施工エリア、機器設置場所、施工方法を明記した図面を添付すること。
- (2) 本事業に関する工事は、下記に準拠すること。
 - ・ 本仕様書
 - ・ 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築工事標準仕様書及び公共建築改修工事 標準仕様書（建築工事編、機械設備工事編、電気設備工事編）最新版
 - ・ 関係諸法規
- (3) 本事業に必要な官公署等に対する一切の手續及び費用は受注者の負担とし、速やかに行うこと。
- (4) 施設は年末年始（12月29日から1月3日）以外は午前9時から午後5時まで運営しており、本事業に関する工事期間中も原則休止しない。停電を伴う作業を含め、工程は施設担当者と協議の上決定すること。
- (5) 本事業に関する工事が完了した際は、当院担当者の行う検査に合格することを要する。
- (6) 本事業に使用する材料、機器類については、事前に当院担当者の確認を得ること。
- (7) 本事業に関する工事施工に伴う発生処分材は、受注者の責任において場外適正処分とする。処分に際しては関係法令を遵守すること。
- (8) 本事業に関する工事完了後、引渡し日までは受注者の責任において設備の管理を行うこと。
- (9) 本事業に関する工事用電力及び水は、支給とする。ただし、電動を使用する際は、波及停電しないように対策を講じること。停電作業時の仮設電源設備は当院担当者と協議の上決定すること。
- (10) 室内に用いるボード、接着剤、塗料等は、JIS で定めるF☆☆☆☆の製品を用いること。
- (11) 施設関係者および来院者等の安全に十分配慮し施工すること。

6 工事期間

契約日から令和7年5月31日まで

7 賃貸借期間

令和7年6月1日から令和10年3月31日までとする。

また、賃貸借期間開始日までに取付け・設置、試験運転を完了し、空調設備が利用可能な状態にすること。

8 取付け・設置等

(1) 取付け・設置においては以下の作業を含む。

ア 電気室内トランスを 200kVA から 300kVA とし、動力設備の容量を増設する。

イ 動力分電盤を新たに設置し、既存の電気室配電盤から電気配線を行う。

ウ 室内機は、指定する位置に専用の金具等で取付け、固定する。必要に応じて、壁材の切込み、穴あけを行う。

エ 室外機は、コンクリート基礎又は架台を設けて設置し、転倒防止措置をする。また、雨水等の侵入を防ぐように処理を行い、可能な限り雪害や耐震等の災害に配慮した設置方法を検討し、発注者と協議する。

オ 室外機は施設利用者の手が届かない場所に設置し、有効な避難経路を確保する。なお、やむを得ない場合に施設利用者の手が届く箇所に設置する際には、発注者と協議のうえ、安全に配慮し、室外機に囲い等をつける。

カ 冷媒管及びドレン管を設置する。また、雨水等の侵入を防ぐように処理を行う。

キ リモコンは、室内機本体に付属（設置）とする。

ク 配管内の真空乾燥作業を行う。

ケ 本事業における更新対象機器は一部撤去する。撤去対象となる既設空調機等は資料3撤去機器一覧表のとおりである。

コ 設置完了後、機器の動作確認を行い、操作方法の説明を行う。

(2) 取付け・設置に係る部品等の経費、物件の移動に係る経費は受注者の負担とする。

(3) 取付け・設置においては関連法規に基づき適切に行う。また、必要に応じて申請手続き等を行うこと。

(4) 上記のほかに疑義が生じた場合は、本市と十分に調整する。また、作業の際は、施設の運営に支障が出ないように十分留意する。

9 保守点検等

(1) 故障対応

ア 故障時には、本市からの連絡により、至急修繕を行うこと。

イ 平日8時から21時までの連絡体制を確保すること。

なお、上記の時間帯以外で、緊急の対応が必要となる障害が発生し、本市の業務に重大な影響を及ぼす場合は、事態收拾のため別途協議のうえ、速やかな対応を行うこと。

※ 平日とは、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月29日から1月3日以外の日とする。

(2) 費用負担

ア 賃貸借期間中の物件の故障、破損等発生の場合の対応として、受注者は物件のメーカーの保証範囲内で対応を行うものとし、メーカーの保証範囲外の機器の損害・滅

失・破損等は、発注者の費用負担において修理等の対応を行うものとする。なお、落札後、速やかにメーカーの保証範囲を証する資料を、発注者に提出すること。

イ メーカー保証の範囲は物件毎の見積金額を上限とする。

(3) 動産総合保険

賃貸借期間中は動産総合保険に加入し、保険料は入札金額に含むものとする。保険金額は時価を基準とし、地震・津波・火山噴火・虫害・天災事変・その他不可抗力等に起因とする災害については、動産総合保険の適用対象外となり、損害は発注者負担とする。

10 支払方法

賃貸借料は月末締め翌月払いとし、請求に基づき支払う。ただし、端数が生じた場合は、令和7年度に合算して支払う。よって、支払金額は以下のとおりである。

(1) 令和7年度

契約金額の34分の10及び端数

(2) 令和8年度

契約金額の34分の12（小数点切り捨て）

(3) 令和9年度

契約金額の34分の12（小数点切り捨て）

11 成果物

工事完了時、以下のものを提出すること。

- ・ 施工図 A3（製本） 3 部
- ・ 竣工図（データ） CD-ROM 2 部
- ・ 機器納入図 A4（ファイル綴じ） 1 部
- ・ 機器取扱説明書（日常操作、保守要領、故障時の処理方法等を記載したもの） 1 部
- ・ 連絡先リスト（故障時の対応を依頼する連絡先を記載したもの） 1 部
- ・ 保証書 A4（ファイル綴じ） 1 部
- ・ 試験成績書 A4（ファイル綴じ） 1 部
- ・ その他各種届出書等 A4（ファイル綴じ） 1 部

12 留意事項

- (1) 賃貸借期間満了後の物件は本市が無償で譲り受けるものとする。
- (2) 入札金額に固定資産税は含めないものとする。
- (3) 当院は新耐震基準に適合している。また、現時点で大規模改修工事や修繕工事による変更の予定はない。
- (4) 本業務は、本仕様書によるほか、本仕様書に定めない事項については、本市と協議を行い、その指示により実施すること。